

令和4年度 沿岸荷役主任者教習の講師養成研修

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

沿岸荷役主任者は、港湾の沿岸荷役作業において作業を指揮するなど重要な役割を担っています（港湾労災防止規定第119条）。

沿岸荷役主任者教習の講師については、当協会の沿岸荷役主任者教習実施要領（昭和54年8月31日付け港災防発第39号）の定めにより「協会本部の実施する講師養成研修修了者」を充てることとされています。

当協会では、令和4年度、3年ぶりに「沿岸荷役主任者教習の講師養成研修」を実施いたします。

この機会に、関係の方々が多数受講されますよう、ご案内申し上げます。



- 1 開催日時： **令和4年年11月18日（金）**
9:00～16:40（受付8:45～）
- 2 会場： **東京港湾福利厚生センター**
（東京都港区海岸3-9-5 TEL 03-3452-6391）
- 3 受講資格： 各科目について裏面の資格を有する者
- 4 定員： 30名
- 5 受講料： **18,700円**（テキスト、資料、昼食費等を含む。）
- 6 内容：

9:00～ 9:10	< オリエンテーション >
9:10～10:10	①玉掛け作業及び合図の方法に関する知識
	休憩
10:15～11:15	②荷役機械等の構造及び取扱いに関する知識
	休憩
11:20～12:20	③はい付け、はいくずし作業に関する知識
	昼食
13:10～14:10	④関係法令
	休憩
14:15～15:15	⑤作業の指揮に必要な知識
	休憩
15:20～16:30	⑥荷役の方法に関する知識
16:30～16:40	< 修了証交付 >

- 7 申込方法： 申込書に所定事項をご記入の上、受講料を添えて
10月31日（月）まで、所属総支部にお申し込みください。
- 8 修了証： 修了者には、修了証を交付します。

※ 受講資格は、下表のとおりです。

教習科目	資 格
① 玉掛け作業及び 合図の方法に 関する知識	1 大学又は高等専門学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後4年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 3 揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者（昭和53年労働省令第35号附則第3条の「就業制限に関する経過措置」に該当する者に限る。）で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 4 玉掛け技能講習修了者で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの
② 荷役機械等の 構造及び取扱い に関する知識	1 大学又は高等専門学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 3 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの
③ はい付け、はい くずし作業に 関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの 3 はい作業主任者技能講習修了後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの
④ 関係法令	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後3年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 3 5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
⑤ 作業の指揮に 必要な知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの 3 10年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの
⑥ 荷役の方法に 関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの 3 沿岸荷役作業の監督又は作業指揮の業務に5年以上従事した経験を有するもの 4 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの



東京港湾福利厚生センター

東京都港区海岸3-9-5

Tel.03-3452-6391

交通アクセス

- JR田町駅芝浦口（東口）より徒歩11分
- 新交通ゆりかもめ芝浦ふ頭芝浦口（東口）より徒歩6分

令和4年度 沿岸荷役主任者教習講師研修 受講申込書

港湾労災防止協会会長 殿

上記の研修に参加を申し込みます。

修了証
交付番号

No. _____

ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 平成	年 月 日 生
現在の職名		卒業学校名	学科	
現住所		卒業年月		年 月 卒
職 歴				

※担当を予定している教習科目を○で囲み、業務経験・免許/技能講習修了等をご記入ください。

教習科目	業務経験・免許/技能講習修了等			
① 玉掛け作業及び 合図の方法に 関する知識	玉掛けに関する業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
	揚貨装置運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	移動式クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	クレーン・デリック運転士免許	平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	玉掛け技能講習修了者	昭和・平成	年 月 日	No. 号
② 荷役機械等の 構造及び取扱い に関する知識	沿岸荷役に関する業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
	クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	移動式クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	クレーン・デリック運転士免許	平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
③ はい付け、はい くずし作業に 関する知識	はい付け、はいくずし作業に関する業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
	はい作業主任者技能講習修了者	昭和・平成	年 月 日	No. 号
④ 関係法令	産業安全の実務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
⑤ 作業の指揮に 必要な知識	沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
⑥ 荷役の方法に 関する知識	沿岸荷役作業に関する業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
	沿岸荷役作業の監督又は作業指揮の業務	昭和・平成	年 月 から 年 月 (又は現在まで)	年 月 日 号
	クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	移動式クレーン運転士免許	昭和・平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号
	クレーン・デリック運転士免許	平成	年 月 日 ()	労働局 No. 号

[注] (1)「学校名等」欄には、講師資格に必要な事項を明記すること。

(2)「職歴」欄には、安全関係を主体に簡単に記載すること。